

契約規程

(平成25年3月22日 制定)

(平成25年4月1日 施行)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人札幌市芸術文化財団(以下「財団」という。)の行う契約について、別に定めがあるものを除き、その一般的な条件、手続等を定めることにより、適正な契約の締結と履行の確保を図ることを目的とする。

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札

(一般競争入札参加者の資格)

第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に規定する者は、一般競争入札に参加することができない。ただし、同項に規定する特別の理由があると事務局長が認めるときは、この限りでない。

2 施行令第167条の4第2項各号の一に該当する者は、その事由の発生の日から2年間、一般競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。ただし、事務局長が特別の事情があると認めるときは、その期間を短縮することができる。

3 事務局長は、施行令第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを告示するものとする。

(一般競争入札の参加資格の審査)

第3条 財団は、一般競争入札の参加者の資格を定めたときは、一般競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、その者の当該資格を審査するものとする。

2 前項に規定する申請等の手続については、事務局長が別に定める。

(一般競争入札の告示)

第4条 財団は、一般競争入札に当たっては、入札期日の5日前の日(入札者若しくは落札者がいないため又は落札者が契約を締結しないため若しくは落札を取り消されたため、期日を改めて再度の一般競争入札を行うときにあっては、3日前の日)までに次の事項について告示するものとする。この場合において、工事の請負契約に係る入札にあっては、当該告示から入札までに、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条に規定する期間以上の期間を設けなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に必要な書類等を閲覧させる場所及び日時
- (3) 入札及び開札の場所及び日時
- (4) その他必要な事項

(入札保証金)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札の執行前に、入札金額(単価による入札にあっては、入札金額に予定数量を乗じて得た額)の100分の3以上の額の入札保証金を別に定める方法により納付しなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、別に定めるところにより、財団が確実に認める担保の提供をもって代えることができる。

3 入札保証金(前項の規定により入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は、

21-2 (契約規程)

入札終了後又は入札の中止若しくは取消しの後直ちに返還する。ただし、落札者の入札保証金は、契約締結後直ちに返還する。

- 4 第13条の規定により落札を取り消された者の入札保証金は、財団に帰属する。
- 5 落札者は、契約締結の際に、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の納付の免除)

第6条 前条の規定にかかわらず、財団は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者がその参加資格を有する者で、過去2年間に財団又は、札幌市及びその他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に定めるものの他、一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと財団が認めるとき。

(予定価格の決定)

第7条 財団は、一般競争入札に付そうとするときは、当該入札に付する事項の価格を仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格調書を作成して封書にしたうえ、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

- 2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続して行う売買、供給等の契約に係る場合であって、価格の総額を決定できないときは、単価について、その予定価格を定めることができる。
- 3 前2項の規定により予定価格を定める場合には、その物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(最低制限価格)

第8条 財団は、施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、第4条の規定による告示において、その旨を明らかにするものとする。

(入札の方法)

第9条 入札者は、入札書に所要の事項を記入し、封筒に入れて、これを提出しなければならない。

- 2 入札書は、財団が特に認めたときは、書留郵便又はこれに相当するものにより郵送することができる。この場合には、外封に入札書が在中する旨を記載しなければならない。
- 3 入札代理人は、入札に際し、委任状を提出しなければならない。
- 4 入札者及び入札代理人は、同時に他の代理人として入札に参加することができない。
- 5 いったん提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 6 入札は、入札執行者、入札補助者及び入札立会人により執行しなければならない。

(入札の延期、中止又は取消し)

第10条 財団は、必要と認めるときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札
- (2) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
- (3) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (4) 2以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 入札書の内容が確認できない入札
- (6) 入札に関し不正の行為をした者の入札

(7) その他この規程に定める入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第12条 財団は、落札者が決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知するものとする。

(落札の取消し)

第13条 財団は、落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- (1) 契約の締結を辞退したとき、又は財団の指定した期限内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- (3) その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格)

第14条 第2条第1項及び第2項の規定は、指名競争入札の参加者の資格について準用する。

(指名競争入札の参加資格の審査)

第15条 第3条の規定は、指名競争入札の参加資格の審査について準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行令第167条の11第2項の規定により定めた資格が施行令第167条の5第1項の規定により定めた資格と同一である等のため、前項において準用する第3条の規定による資格の審査を要しないと認められるときは、同条の規定による資格の審査をもって指名競争入札の参加資格の審査に代えることができる。

(指名競争入札の参加者の指名)

第16条 財団は、指名競争入札を行うときは、契約の種類及び目的並びに積算額の金額に応じ、第3条第1項の規定を満たした者のうちから3人以上を指名する。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該入札の参加資格を有する者又は特殊な技術技能を要するため当該入札に参加できる者が4人(工事の請負契約以外の契約に関するものにあつては、3人)に達しない場合は、その全員を指名するものとする。
- 3 前2項の規定による指名競争入札の参加者の指名に係る手続等については、事務局長が別に定める。

(指名競争入札の参加者の指名に係る通知)

第17条 財団は、前条の規定により指名競争入札の参加者を指名したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、第4条各号に規定する事項を各被指名者に通知するものとする。ただし、緊急を要するとき、その他やむを得ない事情があるときは、第2号に定める場合にあつては入札期日の2日前の日まで、第3号に定める場合にあつては入札期日の6日前の日までそれぞれ短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項の積算額が500万円に満たない場合 入札期日の2日前の日
- (2) 入札に付する事項の積算額が500万円以上5,000万円に満たない場合 入札期日の6日前の日
- (3) 入札に付する事項の積算額が5,000万円以上の場合 入札期日の11日前の日

- 2 前項の場合において、工事の請負契約に係る指名競争入札にあつては、前条の規定による指名から入札までに、建設業法第20条に規定する期間以上の期間を設けなければならない。

(準用規定)

第18条 第5条から第13条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。この場合において、第8条中「施行令第167条の10第2項」とあるのは「施行令第167条の13」と、「第4条の規定による告示」とあるのは「第17条の規定による通知」と読み替えるものとする。

第3節 随意契約

(随意契約)

第19条 随意契約は、次のいずれかに該当する場合に限り、これによることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が指名競争入札に適しないと認められるとき。
- (2) 緊急の必要により指名競争入札に付することができないとき。
- (3) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (5) 指名競争入札の入札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないとき。
- (6) 予定価格が1件100万円未満の契約をするとき。

(見積書の徴取)

第20条 財団は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第7条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。

- 2 財団は、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上から見積書を徴するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他特別の事情があるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により見積書を徴するときは、第2条第1項又は第2項の規定により一般競争入札に参加することができない者をその相手方としない。
- 4 財団は、第2項の規定により見積書を徴するときは、第4条各号に準じた事項をあらかじめ相手方に通知するものとする。

第3章 契約の締結

第1節 通則

(契約書等)

第21条 契約は、契約書その他の書面(以下「契約書等」という。)により行うこととし、契約が決定したときは、遅滞なく、契約の目的、契約の金額、履行期限その他契約の履行に必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、非常災害等緊急の場合又は軽易な契約など契約書を作成する必要がないと認められる場合、その他財団が特に認める場合は、これを省略し又は請書により処理することができる。

- 2 契約書等には、次の事項を記載する。ただし、契約の内容により必要のない事項は、省略することができる。
 - (1) 契約の目的
 - (2) 契約金額及び支払方法
 - (3) 履行の期限又は期日
 - (4) 不履行の場合の責任の範囲
 - (5) その他この規程に定めのない事項で、財団と契約の相手方(以下「契約者」という。)が共に必要と認めるもの
- 3 契約書等の文言の解釈について疑義が生じたときは、その都度財団と契約者との協議により解決するものとする。ただし、解決の方法について特に約定したときは、その方法による。

(契約保証金)

第22条 契約者は、契約の締結に際し、その履行を保証するために契約保証金を納めなければならない。

- 2 契約保証金は、契約金額(単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額)の100分の10以上とし、別に定める方法により納付するものとする。
- 3 前2項の規定による契約保証金の納付は、別に定めるところにより、財団が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。
- 4 契約保証金(前項の規定により契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は、契約の履行後速やかに契約者に返還する。ただし、財団は、履行の進捗状況等により必要がある

と認めるときは、中途においてその全部又は一部を返還することができる。

(契約保証金の納付の免除)

第23条 前条の規定にかかわらず、財団は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に財団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に財団又は札幌市及びその他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円未満であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと財団が認めるとき。

(契約保証人)

第24条 契約者は、契約の締結に際し、財団が必要と認めたときは、契約保証人を立てなければならない。

- 2 契約保証人の資格については、その都度財団が定める。

第2節 工事の請負

(工事請負の契約書)

第25条 第21条第2項の規定にかかわらず、工事の請負契約にあつては、契約書に記載する事項は、建設業法第19条第1項各号に掲げるものとする。

(一括下請負)

第26条 請負人が一括下請負をさせるとき、及びその下請負を変更するときは、あらかじめ財団の承認を得なければならない。

(共同請負)

第27条 工事の規模等により財団が必要と認めて特に指定した工事については、2以上の請負人が共同連帯してこれを請け負い、施行すること(以下「共同請負」という。)ができるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、共同請負に関し必要な事項は、その都度財団が定める。

第3節 購入、修繕又は改造及び賃貸借

(動産購入、修繕又は改造の契約書等)

第28条 動産の購入、修繕又は改造に関する契約書等には、第21条第2項各号に掲げるもののほか、次の事項を記載する。

- (1) 納入の時期及び場所
- (2) 代金を分割払とすときは、その額及び方法
- (3) 分割履行させるときは、その方法

(賃貸借の契約書等)

第29条 貸借に関する契約書等には、第21条第2項各号に掲げるもののほか、次の事項を記載する。

- (1) 賃貸借期間
- (2) 引渡場所

- (3) 賃貸借料金の額及びその支払期日並びに契約解除の条件となる遅滞期間
- (4) 賃貸借の期間中及び返還の際に履行すべき事項
- (5) 転貸の許否

第4章 契約の履行

第1節 通則

(契約の解除)

第30条 財団は、契約者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第2条第1項又は第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。
 - (3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又はこの規程に違反する行為をしたとき。
 - (4) 契約者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当すると認められるとき。
 - イ 相手方が暴力団員等であることを知りながら、再委託契約、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の財団と締結している契約に関連する契約（以下「関連契約」という。）を締結したと認められるとき。
 - ウ 暴力団員等と関連契約を締結していた場合（イに該当する場合を除く。）に、財団がその関連契約の解除を求め、契約者がこれに従わなかったとき。
 - エ アからウまでに掲げる場合のほか、契約の履行に当たり、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じなかったとき。
 - (5) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 2 前項の規定により又は契約者の責めに帰する事由により契約を解除したときは、その契約保証金は、財団に帰属するものとする。ただし、財団が特に必要と認めた場合に限り、契約保証金の帰属について別の約定をすることができる。

(違約金)

- 第31条** 契約者の責めに帰する事由により契約の履行が遅延したときは、契約者は、その遅延日数1日について契約金額の1,000分の2に相当する金額を違約金として納入しなければならない。ただし、違約金の率について特に約定したときは、その率による。
- 2 契約により期日を定めて分割履行する場合は、前項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

(不可抗力による延期及び不能)

- 第32条** 契約者は、天災その他不可抗力によって履行遅延のおそれが生じ、又は履行不能となった場合には、直ちにその理由を示して履行の延期又は履行の不能を財団に申し出なければならない。
- 2 財団は、前項の規定による申出を受けた場合は、履行の延期、契約の解除等所要の措置をとるものとする。

(権利義務の譲渡制限)

- 第33条** 契約者は、契約に基づく権利義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ財団の承認を得たときは、この限りでない。

(監督又は検査の委託)

- 第34条** 財団は、施行令第167条の15第4項の規定により財団の職員以外の者に監督又は検査の委託を行ったときは、その者の行った監督又は検査の結果について確認するものとする。

第2節 工事又は製造の請負

(着手の届出)

第35条 請負人は、工事に着手したときは、直ちに書面をもってその旨を財団に届け出なければならない。ただし、財団が特に認めた場合は、この限りでない。

(工程表及び請負代金内訳書)

第36条 請負人は、工事工程表及び請負代金内訳書を作成し、契約締結後5日以内に財団に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 財団は、前項の規定により提出された工事工程表及び請負代金内訳書の内容について工事施行に支障を及ぼすような部分を認めたときは、これを訂正させることができる。

3 第1項の工事工程表及び請負代金内訳書は、財団が特に認めた場合は、提出しないことができる。

(工事施行上の義務)

第37条 請負人は工事施行に際し、監督員の指揮監督に従わなければならない。

2 請負人は、自ら工事施行に従事し、又は現場代理人及び工事現場における工事の施行の技術上の管理をつかさどる者を定め、これに従事させなければならない。

3 請負人は、前項の規定により現場代理人等を定めたときは、その旨を財団に届出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

4 請負人は、工事に要する物件のうち契約書等で特に指定されたもの及び施行場所については、監督員の検査又は指示を受けた後でなければ使用してはならない。

5 工事竣功後において検査を行うことが困難であると認めて財団が指定した部分については、請負人は、その部分の施行が完了した都度検査を受けなければならない。

6 財団は、請負人が前2項の規定による検査又は指示を受けないで使用又は施行を継続したときは、当該請負人の責任において工事目的物を破壊させ、検査をすることができる。

7 財団は、請負人が工事施工のために使用している従事者等で、工事の施行又は管理につき著しく不相当と認められるものについては、当該請負人に対して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(業務の一時中止及び内容の変更)

第38条 財団は、必要があると認めるときは、業務の一時中止及び内容の変更をすることができる。この場合において、財団は、相当と認めるところにより契約期間を伸縮することができる。

2 財団は、前項の規定による業務内容の変更に伴い請負代金額を増減したときは、その増減割合に応じて契約保証金を追徴し、又は返還する。ただし、財団が別に定めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による業務の一時中止又は内容の変更により契約事項に変更を生じた場合は、請負人は、財団の指定する期間内に請書を提出しなければならない。

4 請負人は、次に掲げる場合においては、契約を解除することができる。

(1) 第1項の規定による業務の一時中止の日数が、契約期間の日数の2分の1(当該契約期間の日数の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、工事の一部のみが中止された場合にあっては、その中止された部分を除く他の部分の工事が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないときに限る。

(2) 第1項の規定による業務内容の変更により請負代金額がその3分の1以下となったとき。

5 前項の規定により請負人が契約を解除したときは、財団は、契約保証金を返還し、なお請負人に当該契約の解除による損害が存するときは、その損害を賠償するものとする。

(完了検査)

第39条 請負人は、業務を完成したときは、直ちに書面をもってその旨を財団に届け出なければならない。

2 財団は、前項の規定による届出を受けたときは、その日から起算して10日以内(特別の事由により請負人との間に別に定めがあるときは、21日以内)に完了検査を行なうものとする。

21-8 (契約規程)

- 3 請負人は、財団が特に認めた場合を除き前項の完了検査に立ち会わなければならない。
- 4 財団は、完了検査の際必要があると認めたときは、目的物の一部を破壊して検査することができる。この場合において、破壊及び回復に要する費用は、請負人の負担とし、そのために履行期限を超えたときは、請負人の責めに帰する事由により遅延したものとみなす。

(瑕疵発見の措置)

- 第40条** 完了検査に際し、目的物に瑕疵が発見されたときは、請負人の責任においてこれを補修しなければならない。ただし、やむを得ない場合であって財団が特に認めたときは、請負代金額を相当額減じてそのまま受け取ることができる。
- 2 前項本文の場合には、更に補修日数について取り決めるものとする。ただし、当該取決めは、履行期限を経過した場合における第30条の規定の適用を妨げるものではない。

(目的物の引渡し)

- 第41条** 請負人は、目的物が完了検査に合格したときは、速やかに当該目的物を引き渡さなければならない。

(跡請保証及び手直の誓約)

- 第42条** 財団は、目的物の引渡しの際必要があると認めたときは、請負人に一定の期限を付して跡請保証及び手直の誓約をさせることができる。
- 2 前項の誓約をした場合において、財団が必要と認めたときは、請負人は、跡請保証金を納めなければならない。
 - 3 跡請保証金は、財団が適正と認める額とし、請負代金の受領と同時に別に定める方法により納付しなければならない。この場合において、請負人は、契約保証金を跡請保証金に充当することができる。
 - 4 請負人は、第1項の誓約をしたときは、同項に定める期限内に当該誓約から生ずる義務を履行しなければならない。
 - 5 跡請保証金は、請負人が前項の義務を履行した後速やかに返還する。
 - 6 請負人が第4項の義務を履行しないときは、跡請保証金は財団に帰属するものとする。

(目的物の部分使用)

- 第43条** 財団は、第41条の規定による引渡し前であっても、特に必要があると認めるときは、請負人の同意を得て工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

(請負代金の支払)

- 第44条** 請負代金は、工事目的物の引渡しを受けた後に支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、財団は、請負代金額が50万円以上の業務にあつては、請負人の請求により部分検査を行い、請負代金額のうち部分検査に合格した既成部分に係る額(以下「既成部分額」という。)が30万円を超えるごとに既成部分額の10分の9以内の額を部分払として支払うことができる。ただし、財団が特に必要と認めた場合にあつては、既成部分額の範囲内で、その10分の9を超える額を支払うことができる。
 - 3 財団は、製造工場等にある工場製品(監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものの、監督員の検査を要しないものにあつては契約書等で部分払の対象とすることを指定したものに限り。)については、これを部分検査に合格した既成部分とみなすことができる。
 - 4 第2項の部分検査は、竣工検査の実施を妨げるものではない。

(既成部分等の帰属)

- 第45条** 財団及び請負人双方の責めに帰することができない事由によって業務の請負契約の履行が不能となったとき、又は第30条第1項若しくは第38条第4項の規定により業務の請負契約が解除されたときは、打切検査を行う。この場合において、当該打切検査に合格した既成部分並びに部分払の対象となった材料及び工場製品は、財団の所有とする。
- 2 財団は、前項の規定により財団の所有となった既成部分等の引渡しを受けたときは、請負人に対してその対価を支払うものとする。

(製造の請負の履行)

第46条 第36条及び第38条から前条までの規定は、製造の請負の場合について準用する。

第3節 購入、修繕、改造又は賃貸借

(購入、修繕、改造又は賃貸借に係る動産の引渡し)

第47条 契約者が購入、修繕、改造又は賃貸借に係る動産を引き渡すときは、あらかじめ指定場所に搬入し、財団にその旨を通知するものとする。

2 財団は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に当該購入又は賃貸借に係る動産の検査を行うものとする。

3 第39条第3項及び第4項、第40条並びに第41条の規定は、購入又は賃貸借に係る動産の検査、引渡し等について準用する。

(動産の購入代金の支払)

第48条 動産の購入代金は、契約の履行後に支払う。ただし、分割して引き渡すことができるものは、引渡し分に応じて、分割払をすることができる。

第5章 補則

(細則)

第49条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(改廃)

第50条 この規程の改廃は、副理事長が行う。

附 則

1 この規程は、公益財団法人札幌市芸術文化財団の設立の登記の日から施行する。

2 この規程の施行の日前に、財団法人札幌市芸術文化財団契約規則に基づき行われた手続その他の行為は、この規程に基づき行われた手続その他の行為とみなす。